

平成29年

第17回教育委員会会議

議案・報告事項

秋田県教育委員会

議案第 37 号

平成 30 年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について

平成 30 年度秋田県教育委員会定期人事異動方針を別紙のとおり決定する。

平成 29 年 10 月 25 日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

平成 30 年度秋田県教育委員会定期人事異動を実施するに当たり、異動方針を決定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

平成30年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）

平成29年 月 日
秋田県教育委員会

平成30年度定期人事異動については、「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」のもと、様々な教育課題等に的確に対応しながら力強い教育活動を推進するとともに、教育行政の効率的な運営を確保するため、次の方針により行うものとする。

1 基本方針

(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）

① 積極的な人事交流

学校経営の活性化、教職員の資質能力の向上及び適正配置を図るため、広域にわたる人事交流並びに他校種及び他機関との間の人事交流を積極的に行う。

② 管理職等の適正配置

学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げる観点から、性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、管理職及び中堅教職員の適正配置を図る。

③ 教職員構成の充実・均衡

教職員が能力を最大限に発揮できるような勤務環境に配慮しながら、教職員構成の充実及び学校間・地域間における均衡を図る。

④ 家庭生活と仕事の両立支援

育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。

※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、次の点に留意し、市町村教育委員会との連携を図る。

- ・ 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じた柔軟な学級編制を行うことが可能となるよう支援に努める。
- ・ 市町村教育委員会が主体性を発揮し、より責任を持って特色ある学校づくりを推進できるよう配慮する。

(2) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）に勤務する教職員並びに学校に勤務する事務職員

① 積極的な人事交流等

行政に対する様々なニーズを把握し、幅広い視野で仕事に取り組める人材を育成するため、交流人事や職員派遣を積極的に行う。

② 管理職等の適正配置

教職員の士気を高め、組織に活力を与えるため、年齢や性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。また、本人の希望やキャリア形成に配慮しつつ、適材適所の人事配置を行う。

③ 適正な人員配置

各所属の業務内容、業務量及び班体制等を精査し、学校においては、事務職員が学校運営に主体的に関わりながら、事務・事業を適正かつ効率的に実施するための人員配置を行う。

④ 家庭生活と仕事の両立支援

育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。

2 実施方針

(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）

- ① 同一校に長年勤務した者及び同一地域に相当年数勤務した者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教職員の配置に当たっては、学校間・地域間の教職員構成のバランスを考慮し広域交流を行う。特に管理職については、全県的視野に立った広域交流を行う。
- ③ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校種間の交流を行う。
- ④ 他道県や秋田大学教育文化学部附属学校等との間で、引き続き教員の交流を行うとともに、知事部局との間においても交流を行う。
- ⑤ 天災等の緊急時に迅速に対応できるよう教職員の配置に配慮する。
- ⑥ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、各学校において特色ある教育活動が十分に展開されるよう配慮する。
- ⑦ 新規採用者については、初任者研修の実施、教職員の構成等を考慮し、配置する。
- ⑧ 性別にかかわらず、教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会と連携し、次の点に留意して進める。

- ・ 加配定数の一部を各市町村教育委員会に枠内示し、その活用も含め、市町村教育委員会の基本構想に基づき協議を行う。
- ・ 同一市町村内の転任については、市町村教育委員会が自らの人事異動構想に基づき主体的に取り組むことができるようにする。
- ・ 異なる市町村への転任については、県教育委員会の人事異動構想に基づき、各市町村教育委員会の意向を踏まえて取り組む。

(2) 教育庁等に勤務する教職員及び学校に勤務する事務職員

- ① 同一の課所・学校に一定年数勤務する者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 学校に勤務する事務職員にあつては、総務・財務等の専門性を発揮できるよう配慮するとともに、会計事務、契約事務等の適正執行に留意した人員配置とする。
- ③ 教育庁等、県立学校、市町村立小中学校及び知事部局等の間において交流人事を行うとともに、特に未経験の分野を中心に幅広い職務を経験させる。
- ④ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。
- ⑤ 性別にかかわらず、教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

人事異動方針 新旧対照表 (H30←H29)

平成30年度 人事異動方針 (案)	平成29年度 人事異動方針
<p>平成30年度定期人事異動については、「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」のもと、様々な教育課題等に的確に対応しながら力強い教育活動を推進するとともに、教育行政の効率的な運営を確保するため、次の方針により行うものとする。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）</p> <p>① 積極的な人事交流 学校経営の活性化、教職員の資質能力の向上及び適正配置を図るため、広域にわたる人事交流並びに他校種及び他機関との間の人事交流を積極的に行う。</p> <p>② 管理職等の適正配置 <u>学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げる観点から、性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、管理職及び中堅教職員の適正配置を図る。</u></p> <p>③ <u>教職員構成の充実・均衡</u> <u>教職員が能力を最大限に発揮できるような勤務環境に配慮しながら、教職員構成の充実及び学校間・地域間における均衡を図る。</u></p> <p>④ 家庭生活と<u>仕事</u>の両立支援 育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。</p> <p>※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、<u>次の点に留意し、市町村教育委員会との</u> 連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じた柔軟な学級編制を行うことが可能となるよう支援に努める。</u> ・ <u>市町村教育委員会が主体性を発揮し、より</u> 責任を持って特色ある学校づくりを推進できるよう <u>配慮する</u>。 <p>(2) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）に勤務する教職員並びに学校に勤務する事務職員</p> <p>① 積極的な人事交流等 行政に対する様々なニーズを把握し、幅広い視野で仕事に取り組める人材を育成するため、交流人事や職員派遣を積極的に行う。</p> <p>② 管理職等の適正配置 教職員の士気を高め、組織に活力を与えるため、年齢や性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。また、本人の希望やキャリア形成に配慮しつつ、適材適所の人事配置を行う。</p>	<p>平成29年度定期人事異動については、「第2期あきたの教育振興に関する基本計画」のもと、様々な教育課題等に的確に対応しながら力強い教育活動を推進するとともに、教育行政の効率的な運営を確保するため、次の方針により行うものとする。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）</p> <p>① 積極的な人事交流 学校経営の活性化、教職員の資質 <u> </u> の向上及び適正配置を図るため、広域にわたる人事交流並びに他校種及び他機関との間の人事交流を積極的に行う。</p> <p>② 管理職等の適正配置 <u>学校を取り巻く様々な教育課題に適切に対応し、組織としての教育力を高める観点から</u> <u> </u>、性別にとらわれず <u> </u>、管理職及び中堅教職員の適正配置を図る。</p> <p>③ <u> </u> 職員構成の充実・均衡 <u> </u> 教職員構成の充実及び学校間・地域間における均衡を図る。</p> <p>④ 家庭生活と <u> </u> の両立支援 育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。</p> <p>※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、<u>市町村教育委員会の主体性を重視するとともに</u>連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地方分権の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じた柔軟な学級編制を行うことが可能となるよう支援に努める。</u> ・ <u>市町村教育委員会が</u> <u> </u> より <u>一層</u>責任を持って特色ある学校づくりを推進できるよう、<u>その主体性を発揮できる環境整備に努める。</u> <p>(2) 教育庁及び学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）に勤務する教職員並びに学校に勤務する事務職員</p> <p>① 積極的な人事交流等 行政に対する様々なニーズを把握し、幅広い視野で仕事に取り組める人材を育成するため、交流人事や職員派遣を積極的に行う。</p> <p>② 管理職等の適正配置 教職員の士気を高め、組織に活力を与えるため、年齢や性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。また、本人の希望やキャリア形成に配慮しつつ、適材適所の人事配置を行う。</p>

人事異動方針 新旧対照表（H30←H29）

- ③ 適正な人員配置
各所属の業務内容、業務量及び班体制等を精査し、学校においては、事務職員が学校運営に主体的に関わりながら、事務・事業を適正かつ効率的に実施するための人員配置を行う。
- ④ 家庭生活と仕事の両立支援
育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。

2 実施方針

- (1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）
- ① 同一校に長年勤務した者及び同一地域に相当年数勤務した者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教職員の配置に当たっては、学校間・地域間の教職員構成のバランスを考慮し広域交流を行う。特に管理職については、 全県的視野に立った広域交流を行う。
- ③ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校種間の交流を行う。
- ④ 他道県や秋田大学教育文化学部附属学校等との間で、引き続き教員の交流を行うとともに、知事部局との間においても交流を行う。
- ⑤ 天災等の緊急時に迅速に対応できるよう教職員の配置に配慮する。
- ⑥ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、各学校において特色ある教育活動が十分に展開されるよう配慮する。
- ⑦ 新規採用者については、初任者研修の実施、教職員の構成等を考慮し、配置する。
- ⑧ 性別にかかわらず、教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。
- ※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会と連携し、次の点に留意して進める。
- ・ 加配定数の一部を各市町村教育委員会に枠内示し、その活用も含め、市町村教育委員会の基本構想に基づき協議を行う。
 - ・ 同一市町村内の転任については、市町村教育委員会が自らの人事異動構想に基づき主体的に取り組むことができるようにする。
 - ・ 異なる市町村への転任については、県教育委員会の人事異動構想に基づき、各市町村教育委員会の意向を踏まえて取り組む。
- (2) 教育庁等に勤務する教職員及び学校に勤務する事務職員
- ① 同一の課所・学校に一定年数勤務する者は、異動の対象とする。ただし、

- ③ 適正な人員配置
各所属の業務内容、業務量及び班体制等を精査し、 、事務・事業を着実かつ効率的に実施するための人員配置を行う。
- ④ 家庭生活と の両立支援
育児・介護等に取り組みやすいよう人事配置に配慮する。

2 実施方針

- (1) 学校に勤務する教職員（事務職員を除く。）
- ① 同一校に長年勤務した者及び同一地域に相当年数勤務した者は、異動の対象とする。ただし、異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。
- ② 教職員の配置に当たっては、学校間・地域間の教職員構成のバランスを考慮し広域交流を行う。特に管理職については、その職責に鑑み、全県的視野に立った広域交流を行う。
- ③ 3校種（小中高）教諭を含め、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における校種間の交流を行う。
- ④ 他道県や秋田大学教育文化学部附属学校等との間で、引き続き教員の交流を行うとともに、知事部局との間においても交流を行う。
- ⑤ 天災等の緊急時に 対応できるよう教職員の配置に配慮する。
- ⑥ へき地校、小規模校等における教職員配置の適正化を図る。
- ⑦ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用するとともに、各学校において特色ある教育活動が十分に展開されるよう配慮する。
- ⑧ 新規採用者については、初任者研修の実施、教職員の構成等を考慮し、配置する。
- ⑨ 性別にかかわらず、教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。
- ※ なお、小中学校教職員の人事異動に当たっては、市町村教育委員会と連携し、次の点に留意して進める。
- ・ 加配定数の一部を各市町村教育委員会に枠内示し、その活用も含め、市町村教育委員会の基本構想に基づき協議を行う。
 - ・ 同一市町村内の転任については、市町村教育委員会が自らの人事異動構想に基づき主体的に取り組むことができるようにする。
 - ・ 異なる市町村への転任については、県教育委員会の人事異動構想に基づき、各市町村教育委員会の意向を踏まえて取り組む。
- (2) 教育庁等に勤務する教職員及び学校に勤務する事務職員
- ① 同一の課所・学校に一定年数勤務する者は、異動の対象とする。ただし、

人事異動方針 新旧対照表 (H30←H29)

異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。

② 学校に勤務する事務職員にあつては、総務・財務等の専門性を発揮できるよう配慮するとともに、会計事務、契約事務等の適正執行に留意した人員配置とする。

③ 教育庁等、県立学校、市町村立小中学校及び知事部局等の間において交流人事を行うとともに、特に未経験の分野を中心に幅広い職務を経験させる。

④ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。

⑤ 性別にかかわらず、教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

異動の対象となっていない者であっても、職務上の必要性等を考慮し、異動の対象とする場合がある。

② 教育庁等、県立学校、市町村立小中学校及び知事部局等の間において交流人事を行うとともに、他機関への職員派遣により、特に未経験の分野を中心に幅広い職務を経験させる。

③ 管理職等の採用及び昇任に当たっては、性別にとらわれず、意欲ある有能な人材を積極的に登用する。

④ 性別にかかわらず、教職員の育児・介護等の状況に配慮した人事配置を行う。

議案第38号

秋田県立図書館協議会委員の任命について

図書館協議会に関する条例（昭和25年秋田県条例第37号）第4条の規定に基づき、秋田県立図書館協議会の委員を次のとおり任命する。

	氏名	分野	任期
1	小野崎 牧子	学校教育・社会教育	平成29年11月9日～平成31年11月8日
2	小林 俊昭	学校教育・社会教育	平成29年11月9日～平成31年11月8日
3	富岡 美津子	学校教育・社会教育	平成29年11月9日～平成31年11月8日
4	内藤 郁子	学校教育・社会教育	平成29年11月9日～平成31年11月8日
5	平川 幸恵	学校教育・社会教育	平成29年11月9日～平成31年11月8日
6	関 千賀子	家庭教育	平成29年11月9日～平成31年11月8日
7	富岡 朝子	家庭教育	平成29年11月9日～平成31年11月8日
8	石沢 真貴	学識経験者	平成29年11月9日～平成31年11月8日
9	菊池 一二三	学識経験者	平成29年11月9日～平成31年11月8日
10	渡辺 歩	学識経験者	平成29年11月9日～平成31年11月8日
11	小松田 徳彦	利用者	平成29年11月9日～平成31年11月8日
12	重原 美優	利用者	平成29年11月9日～平成31年11月8日
13	清水 和雄	利用者	平成29年11月9日～平成31年11月8日

平成29年10月25日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

秋田県立図書館協議会の委員の任期が平成29年11月8日をもって満了するので、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 38 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 38 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 38 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 38 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 38 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 39 号

秋田県立博物館協議会委員の任命について

秋田県立博物館条例（昭和 50 年秋田県条例第 15 号）第 3 条の規定に基づき、秋田県立博物館協議会の委員を次のとおり任命する。

氏 名	分 野	任 期
近藤 敏之	学識経験者	平成29年10月25日～平成31年7月8日

平成 29 年 10 月 25 日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

秋田県立博物館協議会の委員に異動があったため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 39 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第 39 号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第40号

秋田県立近代美術館協議会委員の任命について

秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号）第6条の規定に基づき、秋田県立近代美術館協議会の委員を次のとおり任命する。

氏名	分野	任期
渡辺 歩	学識経験者	平成29年10月25日～平成30年6月9日

平成29年10月25日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理由

秋田県立近代美術館協議会の委員に異動があったため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第40号参考資料

※個人情報保護のため非公開

議案第40号参考資料

※個人情報保護のため非公開

報告事項

平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について(公務員を除く)

平成29年9月29日現在

(公立全日制)

1 卒業予定者数 **7,380** 人

2 就職内定状況(公務員を除く)

地区		卒業 予定者数	就職 希望者数	就職 内定者数	就職 内定率	県内就職			県外就職			未内定者
						希望者数	内定者数	内定率	希望者数	内定者数	内定率	
県北	今年度	1,868	527	316	60.0%	319	185	58.0%	208	131	63.0%	211
	昨年度	1,934	611	331	54.2%	358	163	45.5%	253	168	66.4%	280
中央	今年度	3,180	768	436	56.8%	527	248	47.1%	241	188	78.0%	332
	昨年度	3,234	778	455	58.5%	512	246	48.0%	266	209	78.6%	323
県南	今年度	2,332	657	409	62.3%	421	241	57.2%	236	168	71.2%	248
	昨年度	2,399	671	453	67.5%	421	267	63.4%	250	186	74.4%	218
県全体	今年度	7,380	1,952	1,161	59.5%	1,267	674	53.2%	685	487	71.1%	791
	前年度	7,567	2,060	1,239	60.1%	1,291	676	52.4%	769	563	73.2%	821
	増減	-187	-108	-78	-0.6	-24	-2	+0.8	-84	-76	-2.1	-30

- ① 公立全日制就職内定率 **59.5%** (前年同期比 **-0.6**ポイント)
 県内就職内定率 **53.2%** (前年同期比 **+0.8**ポイント)
 県外就職内定率 **71.1%** (前年同期比 **-2.1**ポイント)

② 地区別内定率等

- ・県内就職内定率は、県北地区で前年同期比+12.5ポイント、中央地区は-0.9ポイント、県南地区で-6.2ポイントとなった。
- ・県外就職内定率は、県北地区で前年同期比-3.4ポイント、中央地区は-0.6ポイント、県南地区で-3.2ポイントとなった。

③ 就職希望者数は1,952人であり、前年同期より108人減少している。
 就職内定者数は1,161人で、前年同期より78人減少している。

(公立全日制+公立定時制+私立高校)

		卒業 予定者数	就職 希望者数	就職 内定者数	就職 内定率	県内就職			県外就職			未内定者
						希望者数	内定者数	内定率	希望者数	内定者数	内定率	
	全日制	7,380	1,952	1,161	59.5%	1,267	674	53.2%	685	487	71.1%	791
	定時制	165	64	19	29.7%	44	13	29.5%	20	6	30.0%	45
	私立	789	113	50	44.2%	96	43	44.8%	17	7	41.2%	63
全県総計	今年度	8,334	2,129	1,230	57.8%	1,407	730	51.9%	722	500	69.3%	899
	前年度	8,549	2,278	1,322	58.0%	1,466	735	50.1%	812	587	72.3%	956
	増減	-215	-149	-92	-0.2	-59	-5	+1.8	-90	-87	-3.0	-57

男女別	男	4,230	1,277	764	59.8%	819	448	54.7%	458	316	69.0%	513
	女	4,104	852	466	54.7%	588	282	48.0%	264	184	69.7%	386

平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について(公務員を含む)

平成29年9月29日現在

高校教育課

①公立高校全日制

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	1,267	674	53.2%	593	-22
県外民間	685	487	71.1%	198	-8
小計	1,952	1,161	59.5%	791	-30
県内公務員	310	0	0.0%	310	-11
県外公務員	100	0	0.0%	100	+11
小計	410	0	0.0%	410	+0
合計	2,362	1,161	49.2%	1,201	-30

(前年同期比 -0.9)

②公立高校定時制

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	44	13	29.5%	31	-19
県外民間	20	6	30.0%	14	+6
小計	64	19	29.7%	45	-13
県内公務員	5	0	0.0%	5	+3
県外公務員	0	0		0	-4
小計	5	0	0.0%	5	-1
合計	69	19	27.5%	50	-14

(前年同期比 +3.7)

③私立高校

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	96	43	44.8%	53	-13
県外民間	17	7	41.2%	10	-1
小計	113	50	44.2%	63	-14
県内公務員	27	0	0.0%	27	-5
県外公務員	4	0	0.0%	4	+2
小計	31	0	0.0%	31	-3
合計	144	50	34.7%	94	-17

(前年同期比 -1.5)

①+②+③県全体

	希望者	内定者	内定率	未内定者	未内定者前年度比
県内民間	1,407	730	51.9%	677	-54
県外民間	722	500	69.3%	222	-3
小計	2,129	1,230	57.8%	899	-57
県内公務員	342	0	0.0%	342	-13
県外公務員	104	0	0.0%	104	+9
小計	446	0	0.0%	446	-4
合計	2,575	1,230	47.8%	1,345	-61

(前年同期比 -0.6)

県内希望割合

67.9%

(前年同期比 +1.1ポイント)